

ICカード乗車券取扱規程

第1章 総 則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、江田島バス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するICカード乗車券（以下「ICOCA乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

2 他社が発行するICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

3 第1項の定めにかかわらず、WESTER ポイント（チャージ専用）サービスについてのサービス内容とご利用条件は、「WESTER ポイント（チャージ専用）規程」の定めるところによります。

4 この規程が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

5 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 当社の一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（以下「運送約款」といいます。）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西」といいます。）のICカード乗車券取扱約款

(用語の定義)

第3条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「当社線」とは、当社の経営するバス路線をいいます。

(2) 「ICOCA」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したICOCA乗車券をいいます。

(3) 「小児用ICOCA」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するICOCAをいいます。

(4) 「バスICOCA定期券」とは、券面に印字を行わず、当社の定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したICOCA乗車券をいいます。当該定期乗車券の情報はバスICOCA定期券とともに交付するバスICOCA定期券内容控に表示します。

(5) 「小児用バスICOCA定期券」とは、小児のご利用に供するバスICOCA定期券をいいます。

(6) 「バスICOCA定期券内容控」（以下「定期券内容控」といいます。）とは、前2号の定期券発売時に合わせて交付する定期券内容を記載した控えをいいます。

- (7) 「ICOCA定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したICOCA乗車券をいいます。
- (8) 「小児用ICOCA定期券」とは、小児のご利用に供するICOCA定期券をいいます。
- (9) 「バス車載機」とは、ICOCA乗車券の乗車処理、降車処理及びチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものをいいます。
- (10) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (11) 「チャージ」とは、ICOCA乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (12) 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (13) 「定期利用者」とは、第6号の定期券内容控に記載された氏名をいいます。
- (14) 「記名人」とは、第3号、第7号又は第8号の券面に記載された氏名をいいます。
- (15) 「スマートICOCA」とは、JR西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録したICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及びご利用条件等についてJR西が定めたものをいいます。
- (16) 「モバイルデバイスのICOCA」とは、ICOCA乗車券のうち、JR西が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用するICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及びご利用条件等についてJR西のモバイル規約に約定したものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 ICOCA乗車券による契約の成立時期は、ICOCA乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたときとします。バスICOCA定期券にかかわる運送契約は、そのバスICOCA定期券を発売したときに成立するものとします。

3 前2項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの定めによるものとします。

(規程の変更)

第5条 当社は、民法第548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

(1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合

(2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当社線における I C O C A 乗車券の利用エリアは別表 1 のとおりとします。

(使用方法)

第8条 I C O C A 乗車券を用いて乗車するときは、前条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一の I C O C A 乗車券によりバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。

2 前項の場合、S F 残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社における I C O C A 乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

2 前項のほか、第46条の規定により、他社で I C O C A 乗車券を発売する場合があります。この場合、発売箇所は他社が別に定めます。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上の I C O C A 乗車券を同時に使用することはできません。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、I C O C A 乗車券は直接バス車載機で使用することができません。

(1) 乗車時に S F 残額がないとき (バス I C O C A 定期券の有効期間内で有効区間内から乗車する場合を除きます。)

(2) 降車時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

(3) I C O C A 乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機による I C O C A 乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。

(4) 第40条第1項の規定により、カードが交換され、バス車載機によるバス I C O C A 定期券の内容の読み取りが不能となったとき。

3 他の乗車券と併用して使用することはできません。

4 偽造、変造又は不正に作成された I C O C A 乗車券を使用することはできません。

5 I C O C A 乗車券の S F を使用して、当社窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

(2) 乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をバス車内、営業所等に表示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(I C カードの所有権)

第12条 I C O C A 乗車券に使用する I C カードの所有権は、I C O C A 乗車券の発売箇所に

かかわらず、JR西に帰属します。

- 2 IC O C A乗車券が不要となったとき及びそのIC O C A乗車券を使用する資格を失ったときは、当社又はJR西にICカードを返却しなければなりません。

(デポジット)

第13条 第9条に定める発売箇所においてIC O C A乗車券を発売するに当たり、当社はICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

- 2 IC O C A乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第14条、第23条又は第35条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(IC O C A乗車券の失効)

第14条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はバスIC O C A定期券に付加した定期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはIC O C A乗車券を失効させることがあります。

- 2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第15条 IC O C A乗車券には、バスIC O C A定期券発売窓口（以下「当社窓口」といいます。）又はバス車載機でチャージすることができます。ただし、IC O C A乗車券がモバイルデバイスのIC O C Aの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

- 2 前項の場合、IC O C A乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第16条 旅客は、IC O C A乗車券のSF残額を当社窓口又はバス車載機により確認することができます。ただし、IC O C A乗車券がモバイルデバイスのIC O C Aの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

(SF利用履歴の確認)

第17条 旅客はIC O C A乗車券の利用履歴を当社窓口により次の各号に定めるとおり確認することができます。ただし、IC O C A乗車券がモバイルデバイスのIC O C Aの場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限ります。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取扱後のSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件まで遡って表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。
 - ア 出場処理がされていない利用履歴
 - イ 第8条第1項の規定により降車処理を受ける場合で、バス車載機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 IC O C A

(発売額)

第18条 IC O C Aの発売額は2,000円（デポジット500円を含む。）とします。

- 2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあります。

(小児用 IC O C Aの発売)

第19条 小児用の IC O C Aの購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができる ICカードを媒体として、小児用 IC O C Aを発売します。

- 2 旅客は、小児用 IC O C Aの発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別に定めるバス IC O C A定期券・子ども IC O C A等の購入等に係る申込書（以下「購入申込書」といいます。）に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。
- 3 旅客は、小児用 IC O C Aに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用 IC O C Aの発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用 IC O C Aの記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

(運賃の減額)

第20条 旅客が IC O C Aを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額します。ただし、小児用 IC O C Aにあつては小児普通旅客運賃1名分を減額します。

- 2 前項の運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(小児用 IC O C Aの再印字)

第21条 小児用 IC O C Aは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となった小児用 IC O C Aは、これを小児用 IC O C Aを発売する当社窓口へ差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第22条 第8条第1項の規定により使用する場合の IC O C Aの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 小児用 IC O C Aは運送約款に定める小児の記名人のみが使用できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第23条 IC O C C Aは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 旅行開始後の IC O C C Aを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、小児用 IC O C C Aにあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。
 - (1) 記名人以外の者が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となった小児用 IC O C C Aを使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 IC O C C Aを使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- 3 前2項に該当する場合は、IC O C C Aに搭載された他の乗車券等も回収します。
- 4 第1項及び第2項の規定により IC O C C Aを無効として回収する場合は、第46条第2項の規定により IC O C C Aに付加された他社の乗車券は無効となります。
- 5 偽造、変造又は不正に作成された IC O C C Aを使用する場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃及び割増運賃の收受等)

第24条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃及び割増運賃を收受します。

(紛失再発行)

第25条 旅客は、IC O C C Aの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。

- 2 前項にかかわらず、第46条第2項の規定により他社の乗車券が付加された IC O C C Aは、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。
- 3 第1項にかかわらず、小児用 IC O C C Aの記名人が当該小児用 IC O C C Aを紛失した場合で、別に定める申込書を小児用 IC O C C Aの再発行を行う当社窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した小児用 IC O C C Aに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 IC O C C Aの記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用 IC O C C Aの処理を行う機器に対して当該小児用 IC O C C Aの使用停止措置が完了していること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 IC O C C A 1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で收受します。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 IC O C C Aを発見した場合は、旅客は、これを小児用 IC O C C Aの払いもどしを行う当社窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用 IC O C C Aとともに

別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、第46条第2項の規定により小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(当社の免責事項)

- 第26条** 紛失した小児用 I C O C A の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 I C O C A や第46条第2項の規定により当該小児用 I C O C A に付加された他社の乗車券の払いもどし、S F の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(障害再発行)

- 第27条** I C O C A の破損等によって I C O C A の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該 I C O C A の S F 残額と同額の I C O C A の再発行の取扱いを行います。
- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を I C O C A の再発行を行う当社窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該 I C O C A に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
- 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。
- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った場合、第46条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(払いもどし)

- 第28条** 旅客は、I C O C A が不要となった場合は、これを I C O C A の払いもどしを行う当社窓口へ差し出して当該 I C O C A の S F 残額（10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料として I C O C A 1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用 I C O C A を所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超え、小児用 I C O C A を使用することができなくなったことにより、S F 残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。
- 2 前項の規定により小児用 I C O C A の払いもどしを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 I C O C A の記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。
- 3 前項の定めにかかわらず、当該小児用 I C O C A の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 4 前各項の規定により払いもどしを行う場合には、デポジットを返却します。

- 5 IC O C C Aの払いもどしを行うと、第46条第2項の規定により付加された他社の乗車券は無効となります。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合があります。
- 6 IC O C C Aの払いもどしを行う窓口は当社が別に定めます。

(バス IC O C C A定期券への変更)

- 第29条** 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、IC O C C AのSF残額及びデポジットを引き継いでバス IC O C C A定期券への変更の申し出をすることができます。
- 2 IC O C C Aからバス IC O C C A定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該 IC O C C A上に定期乗車券の機能を付加することにより、バス IC O C C A定期券に変更します。
 - 3 旅客は変更の際して氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。
 - 4 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。

第3章 バス IC O C C A定期券

(発売)

- 第30条** バス IC O C C A定期券の購入の申し出があったときは、運送約款に定める定期乗車券を付加したバス IC O C C A定期券を発売します。
- 2 旅客が所持する IC O C C A定期券、スマート IC O C C Aと同一のカードに運送約款に定めるバス IC O C C A定期券を発売することができます。(ただし、一部他社(京阪電気鉄道、京都市交通局、南海電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市高速電気軌道、大阪モノレール、阪神電気鉄道、神戸市交通局、山陽電気鉄道)が発売する IC O C C A定期券を除きます。)この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。
 - 3 小児用のバス IC O C C A定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができる ICカードを媒体として、前項の規定により小児用バス IC O C C A定期券を発売します。この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。
 - 4 旅客は、バス IC O C C A定期券の発売に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。また、旅客が購入するバス IC O C C A定期券が小児用バス IC O C C A定期券である場合は、購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。
 - 5 旅客は、バス IC O C C A定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当社窓口へ差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バス IC O C C A定期券の定期利用者本人(小児用バス IC O C C A定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人)であることを証明しなければなりません。
 - 6 前項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。

(バス I C O C A 定期券定期券内容控)

第31条 前条第1項から第3項によりバス I C O C A 定期券を発売した場合は、当該 I C カードの定期券情報を印字した定期券内容控を同時に発行します。

- 2 定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はありません。
- 3 バス I C O C A 定期券の障害又は機器の故障により、バス I C O C A 定期券が使用できなくなった場合、当社が認めた場合に限り当該バス I C O C A 定期券と定期券内容控を提示することにより乗車することができます。
- 4 バス I C O C A 定期券を使用する場合は、当該バス I C O C A 定期券の定期券内容控を所持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできません。

(運賃の減額等)

第32条 S F をチャージした有効期間内のバス I C O C A 定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額します。

- 2 前項にかかわらず、有効区間外の停留所相互間を乗車する場合は、第20条の規定を準用することがあります。
- 3 バス I C O C A 定期券の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第20条の規定を準用します。

(定期券内容控再印字)

第33条 定期券内容控に印字された定期券情報が不明となったバス I C O C A 定期券は、これを当社窓口へ差し出して、定期券内容控の再印字を請求することができます。

(効力)

第34条 第30条の規定により発売したバス I C O C A 定期券は運送約款の定めにより取り扱います。

- 2 バス I C O C A 定期券は当社線においては定期券内容控に記載された定期利用者本人のみが使用することができます。
- 3 第15条の規定により S F をチャージしたバス I C O C A 定期券にあつては、バス I C O C A 定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第22条の規定を準用して乗車することができます。

(無効となる場合)

第35条 バス I C O C A 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 定期利用者以外の者が使用した場合
 - (2) 定期区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
 - (3) 当社の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
 - (4) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項に該当する場合は、その I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。
 - 3 第1項の規定により無効として回収する場合は、第46条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。
 - 4 偽造、変造又は不正に作成されたバス I C O C A 定期券を使用した場合は、前各項の規

定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃及び割増運賃の收受等)

第36条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃及び割増運賃を收受します。

(紛失再発行)

第37条 バス I C O C A 定期券の定期利用者が当該バス I C O C A 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を当社窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したバス I C O C A 定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該バス I C O C A 定期券の定期利用者本人 (小児用バス I C O C A 定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人) であることを証明できること。
 - (2) 定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前にバス I C O C A 定期券の処理を行う機器に対して当該バス I C O C A 定期券の使用停止措置が完了していること。
- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するバス I C O C A 定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で收受します。
- 3 第1項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したバス I C O C A 定期券を発見した場合は、旅客は、これを当社窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したバス I C O C A 定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により定期利用者本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。

(障害再発行)

第38条 バス I C O C A 定期券の破損等によってバス I C O C A 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該バス I C O C A 定期券の再発行の取扱いを行います。

- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を当社窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該バス I C O C A 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
- 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている場合のバス I C O C A 定期の再交付)

第39条 バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されている I C O C A 乗車券を紛失再発行する場合、別に定める申込書を当社窓口へ提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した当該 I C O C A 乗車券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行います。その翌日

- の窓口営業時間から14日以内にI COCA定期券発売会社で再発行をお申し出ください。
I COCA定期券を再発行後、当社窓口でバスI COCA定期券の再交付を行います。
- (1) 再発行登録を行うとき、再発行及び再交付を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行及び再交付を請求する旅客が記名人及び定期利用者本人（小児用バスI COCA定期券にあつては、記名人及び定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人及び定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
- 2 前項により再交付の取扱いを行う場合は、再交付するバスI COCA定期券1枚につき再交付手数料520円を現金で収受します。
 - 3 バスI COCA定期券とI COCA定期券が同一のカードで発売されているI COCA乗車券を障害再発行する場合、別に定める申込書を当社窓口へ提出したときに限り取り扱います。この場合、当該バスI COCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、I COCA定期券を当該I COCA定期券発売会社で障害再発行後に、当社窓口で記名人及び定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていることを条件に当社でバスI COCA定期券の再交付を行います。
 - 4 バスI COCA定期券を付加するI COCA乗車券を当社以外で再発行した場合は、前3項に準じて、当社でバスI COCA定期券の再交付を行います。
 - 5 バスI COCA定期券とスマートI COCAが同一のカードで発売されているカードを紛失再発行及び障害再発行する場合、スマートI COCAをJR西の定める方法で再発行後に第1項から第3項までに準じて、当社でバスI COCA定期券の再交付を行います。

(カードの交換)

- 第40条** 当社、JR西及び第46条に規定する他社の都合により、旅客が使用しているバスI COCA定期券を当該バスI COCA定期券裏面に刻印されているものと異なるカード番号のI COCAに予告なく、交換することがあります。
- 2 前項により、交換されたカードはバス車載機による定期乗車券の読み取りができません。その場合、当社窓口で定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていることを条件にバスI COCA定期券の再交付を行います。

(当社の免責事項)

- 第41条** 紛失したバスI COCA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該バスI COCA定期券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。
- 2 I COCAの交換又は再発行により、旅客が使用しているものと異なるカード番号のI COCAを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負いません。

(払いもどし)

- 第42条** 旅客は、バスI COCA定期券が不要となった場合は、これをバスI COCA定期券の払いもどしを行う当社窓口へ差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バスI COCA定期券の定期利用者本人であることを証明したときに限って、次の各号により払い

もどしを行います。

- (1) 有効期間開始前又は有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、運送約款に定める払いもどしを行います。
 - (2) 前号により取り扱う場合は、手数料としてバス I C O C A 定期券 1 枚につき 520 円を収受します。ただし、当社が別に定める場合を除きます。
 - (3) 前 2 号の規定により払いもどしを行う場合には、デポジットを返却します。
- 2 バス I C O C A 定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当社窓口差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及び S F 残額とデポジットを引き継いだ I C O C A への変更を請求することができます。
 - 3 S F のみの払いもどしを請求することはできません。
 - 4 小児用バス I C O C A 定期券を所持する旅客が 12 才となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用バス I C O C A 定期券を使用することができなくなった場合は、S F 残額（10 円未満の端数を切り上げ、10 円単位とした額とします。）及びデポジットのみの払いもどしを請求することができます。この場合、小児用バス I C O C A 定期券に搭載した定期乗車券がなお有効である場合に限り、I C カード乗車券とは別の媒体に移し替えるものとし、第 1 項第 2 号に定める手数料の収受は行いません。
 - 5 前各項にかかわらず、定期券内容控に印字された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、当社窓口でバス定期情報の削除を行います。ただし、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バス I C O C A 定期券の定期利用者本人（小児用バス I C O C A 定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人）であることを証明したときに限り、請求できるものとします。
 - 6 第 1 項の定めにかかわらず、当該バス I C O C A 定期券の定期利用者本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、小児用バス I C O C A 定期券にあっては、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により定期利用者本人との関係性を証明したときは、定期利用者本人による委任を省略することができます。
 - 7 バス I C O C A 定期券と I C O C A 定期券が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第 2 項により定期乗車券のみを払いもどした後、当該 I C O C A 定期券発売会社で払いもどしをお申し出ください。定期乗車券機能のみが不要な場合は当社窓口差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及び S F 残額とデポジットを引き継いだ I C O C A 定期券への変更を請求することができます。
 - 8 バス I C O C A 定期券とスマート I C O C A が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第 2 項により定期乗車券のみを払いもどした後、JR 西にお申し出ください。

第 4 章 I C カード乗車券の相互利用等

（他社線での I C O C A 乗車券による乗車の取扱方）

第 43 条 第 7 条の規定にかかわらず、JR 西の I C カード乗車券取扱約款に定める当社及び JR 西以外の鉄道会社等（以下「相互利用他社等」といいます。）が経営する鉄道線、バス路線等（以下「他社線」といいます。）内において I C O C A 乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券を除く。以下

同じ。)による乗車等の取扱いを行います。

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したI C O C A定期券のうち、第46条第2項の規定により他社の乗車券を付加されたI C O C A定期券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱範囲等)

第44条 他社線内におけるI C O C A乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。

- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該I C O C A乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

(相互利用他社等が発行したI Cカード乗車券による乗車等の取扱方)

第45条 相互利用他社等が発行したI Cカード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

- 2 相互利用他社等が発行したI Cカード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なI Cカード乗車券は次のとおりとします。
 - (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行のK i t a c a乗車券及びK i t a c a定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したK i t a c a定期乗車券を除く。)
 - (2) 株式会社パスモ発行のP A S M O及びP A S M O定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したP A S M O定期券を除く。)
 - (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行のS u i c a乗車券及びS u i c a定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したS u i c a定期乗車券を除く。)
 - (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレールS u i c a乗車券及びモノレールS u i c a定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレールS u i c a定期乗車券を除く。)
 - (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかいS u i c a乗車券及びりんかいS u i c a定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかいS u i c a定期乗車券を除く。)
 - (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したマナカ及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。)
 - (7) 株式会社エムアイシー発行のm a n a c a及びm a n a c a定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したm a n a c a定期券を除く。)
 - (8) 東海旅客鉄道株式会社発行のT O I C A及びT O I C A定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したT O I C A定期券を除く。)
 - (9) 株式会社スルッとKANSAIが発行するP i T a P aカードであって当社が別に定めるもの。
 - (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したはやかけん及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適

用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。)

(11) 株式会社ニモカ発行のn i m o c aカード及びn i m o c a定期乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売したn i m o c a及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したn i m o c a定期乗車券を除く。)

(12) 九州旅客鉄道株式会社発行のSUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したSUGOCA定期券を除く。)

(13) 東日本旅客鉄道株式会社発行のWelcome Suica (Suica Lightを含む)及び株式会社パスモ発行のPASMO PASSPORT

3 前項に定める鉄道会社等が発行したICカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条、第35条及び第36条の規定並びにJR西のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行したICカードを媒体とした定期乗車券についてはJR西のICカード乗車券取扱約款の「ICOCA定期券」の規定を準用するものとし、ICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「ICOCA」の規定を準用するものとします。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあっては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のICカードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR西のICカード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第1項第6号の規定を準用します。

5 第3項の定めにかかわらず、第2項第13号に定めるICカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 第21条及び第23条第2項第2号の規定は準用しません。

(2) 当該ICカード乗車券の発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。

(3) 当該ICカード乗車券の発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければなりません。

第5章 ICOCA乗車券の他社での発売

(ICOCA乗車券を発売する他社)

第46条 ICOCA乗車券の発売は、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7及び別表7の2に定める他社で行うことがあります。

2 ICOCA乗車券には、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2に定める他社の乗車券を付加する場合があります。

3 他社におけるICOCA乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

(他社で発売するICOCA乗車券の当社での取扱い)

第47条 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に定める他社及びJR西で発売したICOCA

A乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条、第35条及び第36条の規定並びに JR 西の I Cカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。

- 2 JR 西の I Cカード乗車券取扱約款別表 7 に定める他社及び JR 西で発売した定期乗車券を搭載した I C O C A 定期券については、当社で払いもどし、第37条及び第38条に定める再発行の取扱いはできません。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱います。
- 3 JR 西の I Cカード乗車券取扱約款別表 7 の 2 に定める他社で発売した定期券が付加された I C O C A は、当社で払いもどし、再交付の取扱いはできません。ただし、再発行登録については取り扱います。

附 則

この規定は、令和 7 年 3 月 3 0 日から施行します。

別表 1 (第 7 条) 利用エリア

- 1 当社線の利用エリア
路線バス全線

別表 2 (第15条) チャージ額

取扱機器又は箇所	1 回当たりのチャージ取扱金額
係員発行機	500円、1,000円～ (1,000円刻み) ～10,000円、15,000円、20,000円
バス車載機	1,000円～ (1,000円刻み) ～10,000 円